

# 令和4年度 障害者差別解消法に関する対応状況調査結果報告 (相談機関)

## 【回答状況】

令和4年度は、国の機関3、都道府県47及び大学等が所在する市区町村494の計544機関を対象に調査を実施し、都道府県25、市区町村78の計103機関から回答を得た。詳細は、以下のとおり。

	配付	回収	回収率
計	544	103	18.9%
国の機関	3	0	—
都道府県	47	25	53.2%
市区町村	494	78	15.8%

【調査結果】

1. 障害者差別解消法に関する対応部署について

	回答機関数	①専門部署（機関）を 設置している		②既存の部署（機関）で 対応している	
		数は回答機関数に対する割合	%は回答機関数に対する割合	数は回答機関数に対する割合	%は回答機関数に対する割合
計	103	8	(7.8%)	95	(92.2%)
国の機関	0	—	—	—	—
都道府県	25	5	(20.0%)	20	(80.0%)
市区町村	78	3	(3.8%)	75	(96.2%)

2. 障害者差別解消法に関する相談受付について

	回答機関数	①障害者差別解消法に関連する相 談があった		②障害学生 (またはその関係者) から相談があった		③大学等から 相談があった	
		数は回答機関数に対する割合	%は回答機関数に対する割合	数は①に対する割合	%は①に対する割合	数は①に対する割合	%は①に対する割合
計	103	62	(60.2%)	9	(14.5%)	0	—
国の機関	0	—	—	—	—	—	—
都道府県	25	23	(92.0%)	5	(21.7%)	0	—
市区町村	78	39	(50.0%)	4	(10.3%)	0	—

相談件数・対応件数

	①障害者差別解 消法に関連する 相談件数	②障害学生 (またはその関係者) からの相談件数		②への対応件数		③大学等からの 相談件数		③への対応件数	
		数は①に対する割合	%は①に対する割合	数は②に対する割合	%は②に対する割合	数は①に対する割合	%は①に対する割合	数は③に対する割合	%は③に対する割合
計	2108	10	(0.5%)	9	(90.0%)	0	—	0	—
国の機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都道府県	1869	6	(0.3%)	5	(83.3%)	0	—	0	—
市区町村	239	4	(1.7%)	4	(100%)	0	—	0	—

3. 障害者差別解消法に関する相談対応について根拠としている法律について

※複数回答あり

	回答機関数	①障害者差別解消法 %は回答機関数に対する割合		②障害者総合支援法 %は回答機関数に対する割合		③その他 %は回答機関数に対する割合	
計	103	98	(95.1%)	46	(44.7%)	10	(9.7%)
国の機関	0	—	—	—	—	—	—
都道府県	25	25	(100%)	4	(16.0%)	3	(12.0%)
市区町村	78	73	(93.6%)	42	(53.8%)	7	(9.0%)

4. 障害学生（またはその関係者）及び大学等からの相談への対応について

※複数回答あり

	回答機関数	①利用できる福祉サービス等について検討し、当該校と連携・調整した	②当該学生と当該校との間に立つて調整した	③相談があったことについて当該校に伝達した	④他の機関や人を紹介した	⑤当該校との対応について障害学生（またはその関係者）に助言した	⑥当該学生の障害理解、意思表示等に関して支援した	⑦その他
計	103	5	2	2	2	0	0	14
国の機関	0	—	—	—	—	—	—	—
都道府県	25	0	0	0	0	0	0	2
市区町村	78	5	2	2	2	0	0	12

5. 障害学生が利用できる福祉サービス等について

※未回答、複数回答あり

	回答機関数	①住居	②通学	③学生生活	④学外活動	⑤その他
計	103	0	0	0	0	0
国の機関	0	-	-	-	-	-
都道府県	25	1	2	2	0	0
市区町村	78	23	17	11	15	9

〔具体的内容〕

①住居	意思疎通支援通訳派遣（手話通訳、要約筆記等）補装具、日常生活用具費補助心身障がい者扶助料等手当等
	家事援助、同行援護、自立生活訓練、重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業
	居宅介護、重度訪問介護、移動支援は利用できる可能性がある
	居宅介護・就労移行支援等の支給決定、住宅改造費助成
	在宅の6歳以上の身体障害者で、原則1回限り段差解消、手すりの取付等、住宅改修の助成を行っている。※障害の部位や等級により異なる。
	自動車運転免許取得の助成
	就労定着支援を除く全サービス
	住居の紹介、住宅改造・改修費の助成
	住宅改修費給付（日常生活用具給付事業）
	住宅設備改善費の給付、日常生活用具の給付、住まい確保支援事業、居住支援制度保証料の助成
	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
	障がいの種類及び程度に応じて、日常生活用具（住宅改修も含む）を給付または貸与。また在宅の重度身体障がい者または知的障がい者に対し、住宅改造に係る経費の一部を助成。
	障がい者相談支援事業
	障害福祉サービス→居宅介護（居宅内での清掃選択等支援）・共同生活援助（グループホームからの通学）・就学移行支援（就学に必要な知識・能力向上のための訓練）・移動支援（外出時の介護 しかし通学時は除く）など
	大学生の方に生活介護、短期入所、グループホームに入居後は、グループホームと重度訪問介護のサービスを提供しました。
	地域生活支援事業（日常生活用具給付事業）
	日常生活用具の助成（居宅生活動作補助用具）
	日常生活用具費の支給（住宅改修を伴う居宅生活動作補助用具費の助成が可能）
	日常生活用具費等給付事業、あんしん住まい助成制度ともに障がい者を対象とする住宅に係る改修援助等の事業であるため、学生も対象となります。

②通学	移動支援
	移動支援の利用は認めていない。
	公共交通等の運賃割引
	重度訪問介護利用者大学等修学支援事業で対応
	自動車改造費の助成、移動支援、日常生活用具の給付、補助具費の支給、重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業
	大学通学時の支援（準備、移動）
	地域生活支援サービス費（移動支援）の支給（自立した通学に向けた訓練として、一定期間に限り支援が可能）
	地域生活支援事業（移動支援）
	通学に限定していないが、通学にも利用できるという意味では、福祉タクシーチケットを希望者に交付している。交付については手帳の等級による。基本料金部分を年間30回まで助成する。条件を満たせば、年間60回まで助成できる。
	通学介助（障害福祉サービス特例）
	通学等支援（通学を目的とする移動支援）
	福祉タクシー券タクシー代の一部を助成。1回の乗車につき1枚利用可（1枚500円）対象者：身障手帳1～3級、療育手帳A
	障害者バス優待乗車証対象路線のバス乗車運賃が無料 対象者：身障手帳1～3級、療育手帳（等級問わず）、精神保健福祉手帳（等級問わず）
	障害者自動車運転免許取得費の助成普通運転免許取得に要した経費の一部を助成 対象者：身障手帳1～3級、療育手帳（等級問わず）、精神保健福祉手帳（等級問わず）
身体障害者用自動車改造費の助成障害者本人が所有し運転する自動車の操作装置や駆動装置の一部改造に要した費用を助成（上限10万円）対象者：肢体不自由の障害がある方	
福祉タクシー利用料金又は自動車燃料費の助成	
福祉特別乗車証の交付等	
③学生生活	サークル活動の移動支援（ただし学校主催の学業に関することは学校側が対応）
	移動支援、居宅介護（身体介護）
	居宅介護
	重度訪問介護利用者大学等修学支援事業で対応
	肢体不自由のある学生からの利用相談があった（重度訪問介護利用者大学等支援給付費について）。審査の結果、該当者にあらず。（結果的に学生ボランティアによる学内での医療介助の支援体制構築がなされた）。
	大学等内での支援は認めていない。
	大学内での身体介護、移動支援
	地域生活支援事業（重度訪問介護利用者の大学就学支援事業）
	日常的には障害学生支援センターが相談者の子をフォローしているが、文部科学省の対応指針等を説明し、学部全体で共通認識をもってもらうように助言。当面相談者自らが学部事務室と連絡し、相談者（本人）の意向が反映できるように調整した。

④学外活動	サークル活動の移動支援（ただし学校主催の学業に関する場合は学校側が対応）
	移動支援（社会参加のための活動等における外出時の付き添い）
	課外活動時における移動支援
	学外の通常の社会参加のための移動支援サービス、手話通訳者・要約筆記者の派遣
	経済活動に該当せず、通年かつ長期にわたらない移動支援・オープンキャンパス等の入学相談にあたる情報保障
	重度訪問介護利用者大学等修学支援事業で対応
	社会生活上必要な外出や、余暇のための支援の際に同行支援として、移動支援サービスを提供して。
	手話通訳者・要約筆記者の派遣（対象要件に該当する場合のみ）
	重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、自動車改造費の助成、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、日常生活用具の給付、補助具費の支給
	情報保障：広報誌の音訳版、点字版等移動支援：タクシー券補助、福祉有償運送（車椅子利用者）等
	地域生活支援サービス費（移動支援）の支給（期間が通年または長期でなく、かつ内容が余暇活動等の社会参加のための外出の支援が可能）
同行援護、行動援護・移動支援	
⑤その他	スポーツ・文化活動、ボランティア活動、余暇活動の移動支援・障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、地域定着支援など）・地域生活支援センター・自動車改造費補助金
	居宅内において、障がい福祉サービス（身体介護、家事援助、通院等介助）を支給している。
	住民登録があり、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者に対し、手話通訳者もしくは要約筆記者を派遣。（ただし、通学等の通年又は長期にわたる場合を除く。派遣を行う地域は原則当該自治体内。）
	支援できる人がいない等の状況によっては、障害支援区分を取得し障害福祉サービスによる訪問系サービスの利用が可能。また身体障がいや難病患者の身体の障がいを補うため、補装具費を一部支給。
	就職活動における就労移行支援の利用、自宅での生活における居宅介護の利用
	就労移行支援
	障がい福祉サービス費の支給（就労移行支援の利用による就職支援が可能。ただし一定の条件あり。）
	大学在学中の就労移行支援の利用・本人の自立に向けた必要な力を身に付けるため、自立訓練（生活訓練）の利用
補装具の給付・日常生活用具の給付	

6. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

	回答機関数	対象となる学生が いる
計	103	16
国の機関	0	—
都道府県	25	1
市区町村	78	15

〔提供するサービス〕

通学介助（移動支援）、校内での身体介助（排泄介助）、授業（教材等）の準備
トイレ介助等
通学支援・講義中の補助（P C操作等）・大学敷地内の身体介護
登校準備および登校、授業準備および授業に関する介助、食事介助、トイレ介助、学校内の移動介助、下校及び帰宅後の後片付け、その他
通学支援、学内介助
通学や学校内の活動等にかかる身体介護サービス
事業者から派遣される支援員によって提供される大学等への通学や学校内の活動（排せつや食事等）における支援に要する費用について、支援給付費を当該当事者に給付する。
メール
休憩室に課題や宿題等作成補助用モニター（デュアルモニター付き）設置。授業資料を電子データ化し配布。試験時間延長（1.5倍） 学部に非常勤コーディネーター配置。修学補助者10名を用意し、オンライン、対面、授業外時間の構内学習へも対応。専用休養室設置。利用教室を1 Fに集中させ、通路の拡張、スロープの設置等の整備。インクルージョン室前の既存トイレを多目的トイレに改修。本人仕様のトイレトチェアーを特注。3・4年で使用する学習棟に休養室を1か所設置するよう工事中。
大学等への通学中および大学等の敷地内における身体介護

7. 障害学生に関する課題、意見等

高校までは、教育委員会があるが、大学となると取りまとめ機関がない。情報共有の場がなく、個別対応となる。
専門学校を対象にした障がい者への合理的配慮の提供のための制度等が少なく、また、大学等に比べ障害者差別解消法の理念が知られていない印象があり、専門学校に通っている障がい学生からの相談に関しては特に調整に苦労することが多い。
障害学生に限らず、差別解消法についての市民や事業者に対する周知啓発が課題である。
大学修学支援事業を開始すると、カリキュラムの決定からサービス提供事業所を探す期間が1～2週間と短く、事業所の確保が困難になる。
相談窓口の周知
相談件数の少なさ
障害者差別解消にあたり、職業を限定した取り組みは実施していません。
来年度、重度訪問介護利用者が進学予定であるため、サービスの実施が課題となっている。（現在検討中）
今年度は学生からの差別解消に係る相談がなかったが、今後相談があった際には適宜対応していく